

## ◎ 刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪を規定

### 【法令名】

刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令

【掲載官報】	平成 30 年 3 月 22 日 号外第 58 号 3 ページ
【法令番号】	平成 30 年 3 月 22 日 政令第 51 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）から施行
【制定の根拠】	刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 350 条の 2 第 2 項第 3 号
【法令のあらまし】	刑事訴訟法第 350 条の 2 第 2 項第 3 号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪を定めることとした。（本則関係）